

事務連絡

平成28年7月15日

各都道府県専修学校主管課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課

文部科学省生涯学習政策局  
生涯学習推進課専修学校教育振興室

職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦等の  
手続について（依頼）

平成28年度における標記に関する都道府県知事等からの推薦、名称等変更、廃止、要件不適合の届出については、別添1「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」、別添2『専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程』に関する実施要項」、別添3『専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程』に関する記入要項」及び別添4「職業実践専門課程」に関する主な質問に対する基本的考え方」に従い、別添5「職業実践専門課程申請校一覧（都道府県等提出用）」とともに平成28年10月31日（月）までに下記担当あてに御提出いただくようお願いいたします。また、該当がない場合にも、お手数ですが、その旨メールにて御連絡ください。

なお、昨年度の推薦・審査の状況等を踏まえ、推薦等に係る様式の一部内容を更新していますので、この度送付する様式を用いて推薦等をお願いいたします。また、これに併せて、別添3及び別添4についても記載を更新していますので、御確認をお願いいたします。

<添付書類>

- 【別添1】 専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程
- 【別添2】 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項
- 【別添3】 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する記入要項
- 【別添4】 「職業実践専門課程」に関する主な質問に対する基本的考え方
- 【別添5】 職業実践専門課程申請校一覧（都道府県等提出用）
- 【参考1】 平成27年度の推薦・審査の状況等を踏まえた主な修正点について
- 【参考2】 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項等の変更箇所見え消し

※ 以上の資料については、文部科学省 HP においてダウンロードが可能。

〈[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/senshuu/1339274.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1339274.htm)〉

文部科学省生涯学習政策局 生涯学習推進課専修学校教育振興室 専修学校第一係 筒井、旗持 TEL：03-6734-2915 FAX：03-6734-3715 E-mail：syosensy@mext.go.jp
---

○文部科学省告示第百三十三号

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程を次のように定める。

平成二十五年八月三十日

文部科学大臣 下村 博文

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校の同法第二百五条第一項に規定する専門課程（以下「専修学校専門課程」という。）であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うもの（以下「職業実践専門課程」という。）を文部科学大臣が認定して奨励することにより、専修学校専門課程における職業教育の水準の維持向上を図ることを目的とする。

(認定)

第二条 文部科学大臣は、専修学校専門課程であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、職業実践専門課程として認定することができる。

一 修業年限が二年以上であること。



- 二 専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。
- 三 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていること。
- 四 全課程の修了の要件が、次の表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものであること。

学科の区分		要件
専修学校設置基準（昭和三十二年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科	<p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの</p> <p>単位制による学科であるもの</p>	<p>全課程の修了に必要な総授業時数が千七百単位時間以上であること。</p> <p>全課程の修了に必要な総単位数が六十二単位以上であること。</p>
専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科		

五 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。



六 学校教育法施行規則第八十九条において準用する同規則第六十七条に定める評価を行い、その結果を公表していること。

七 前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。

八 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

(認定の取消し)

第三条 文部科学大臣は、職業実践専門課程として認定をした課程が廃止されたとき又は前条各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(告示)

第四条 文部科学大臣は、第二条の規定により認定をしたときは、当該認定をした課程の名称その他必要な事項を官報で告示する。これらの事項に変更があつたときも、同様とする。

2 文部科学大臣は、前条の規定により認定を取り消したときは、その旨を官報で告示する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 【別添2】

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項

平成25年8月30日

文部科学省

生涯学習政策局

(最終改正 平成28年7月14日)

### 1 趣旨

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(平成25年8月30日 文部科学省告示第133号)」に基づく職業実践専門課程の認定に関しては、本実施要項の定めるところによるものとします。

### 2 目的

専修学校の専門課程(以下「専修学校専門課程」という。)であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うもの(以下「職業実践専門課程」という。)を文部科学大臣が認定して奨励することにより、専修学校専門課程における職業教育の水準の維持向上を図ることを目的とします。

### 3 職業実践専門課程の要件

職業実践専門課程として文部科学大臣が認定するための要件は次のとおりとします。

- (1) 修業年限が2年以上であること。
- (2) 専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。

(趣旨)

本要件は、専攻分野に関し、生徒の就業先の業界における人材の専門性に関する動向、国又は地域の産業振興の方向性、新産業の成長に伴い新たに必要となる実務に関する知識・技術・技能などを十分に把握・分析した上で、当該専修学校専門課程の教育を施すにふさわしい教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。以下同じ。)を行うなど、企業等の要請等を十分にいかしつつ実践的かつ専門的な職業教育を主体的に実施していることを求めるものです。

なお、本告示における「企業等」とは、専攻分野に関して、実務に関する知識・技術・技能などについて知見のある企業、関係施設、業界団体(業界別団体、全国又は地域の経済団体等)、教員の専門性の維持・向上を目的とした研修等を行う職能団体(資格者団体、養成施設協会等)、関連学会や学術機関、国又は地域の地方公共団体等の関係部局等を指します。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 企業等との連携体制を確保して、当該専修学校専門課程の教育課程の編成を行うため、当該専修学校専門課程の教職員及び企業等の役員又は職員その他必要な委員により組織される委員会や会議（以下「教育課程編成委員会等」という。）を設置していること。
  - ② 教育課程編成委員会等を少なくとも年2回以上開催していること。
  - ③ 教育課程編成委員会等の意見を活用して、教育課程の編成を行っていること。
- (3) 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業（以下「実習・演習等」という。）を行っていること。

(趣旨)

本要件は、企業等の要請等を十分にいかしつつ当該専修学校専門課程の専攻分野に関する職業に必要となる実践的かつ専門的な能力を育成するため、企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていることを求めるものです。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 企業等と協定書等（覚書や契約書等を含む。以下同じ。）や講師契約等を締結して実習・演習等を行っていること。
  - ② 実習・演習等の実施に加え、授業内容や方法及び生徒の学修成果の評価について企業等と連携していること。
  - ③ 学修成果の評価や単位認定にあたり、生徒が修得した技能を含む実践的かつ専門的な能力について評価を行っていること。
- (4) 全課程の修了に必要な総授業時数が1700単位時間以上又は総単位数が62単位以上であること。
- (5) 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。

(趣旨)

本要件は、専攻分野における実務を当該専修学校専門課程の教育内容や方法に反映した教育活動を実践するため、企業等と連携して、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能並びに、授業及び生徒に対する指導力等の修得・向上を目的とする組織的な研修を行うことを求めるものです。

(内容)

具体的には、教員の業務経歴や能力、担当する授業科目や授業以外の担当する業務等に応じて、以下の両方の要件を満たしていること。

- ① 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させていること。
- ② 企業等と連携して、教員に対し、授業及び生徒に対する指導力等を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させていること。

- (6) 学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を公表していること。
- (7) 前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校専門課程の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。

(趣旨)

本要件は、「専修学校における学校評価ガイドライン(平成25年3月文部科学省策定)」を踏まえ、学校の教育活動その他の学校運営の状況について学校自らが評価を行う「自己評価」はもとより、企業等の役員又は職員が学校関係者として評価に参画し、自己評価の結果を評価することを基本として行う「学校関係者評価」の実施及び公表を行うとともに、その評価結果を踏まえた教育活動その他の学校運営の改善に取り組んでいることを求めるものです。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 学校関係者評価を行うため、企業等の役員又は職員その他必要な委員（保護者、卒業生等）により組織される委員会（以下「学校関係者評価委員会」という。）を設置していること。
  - ② 「専修学校における学校評価ガイドライン（平成25年3月文部科学省策定）」で掲げられた項目（教育理念・目的・人材育成像、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受入れ募集、財務、法令等の遵守等）について評価を行っていること。
  - ③ 学校関係者評価の評価結果について、ホームページ、刊行物等への掲載などの方法により広く社会に公表していること。
- (8) 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

(趣旨)

本要件は、企業等の関係者が当該専修学校専門課程全般について理解を深めるとともに、当該企業等の関係者との連携及び協力の推進に資するため、当該専修学校専門課程の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供し、説明する等の取組を行っていることを求めるものです。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン（平成25年3月文部科学省策定）」で掲げられた項目（学校の概要、目標及び計画、各学科等の教育、教職員、キャリア教育・実践的職業教育、様々な教育活動・教育環境、学生の生活支援、学生納付金・修学支援、学校の財務、学校評価等）について情報提供を行っていること。
- ② ホームページ、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、説明会等における説明、広報誌等の刊行物への掲載などを通じて恒常的に情報提供を行っていること。

#### 4 手続

- (1) 文部科学大臣は、私立の専修学校にあっては都道府県知事、公立の専修学校にあっては都道府県教育委員会、国立大学法人の置く専修学校にあっては国立大学法人学長（以下「都道府県知事等」という。）の推薦に基づき、上記3の要件を満たすと認めた専修学校専門課程を官報で告示します。
- (2) 都道府県知事等は、上記3の要件を満たす専修学校専門課程を別紙様式1から別紙様式4により文部科学大臣宛推薦願います。
- (3) 文部科学大臣の告示は、毎年度、原則として2月に行うものとし、都道府県知事等は、毎年度、10月31日までに文部科学大臣宛推薦願います。
- (4) 都道府県知事等は、告示された専修学校専門課程について、名称等に変更があったときは、別紙様式2により、10月31日（原則として変更のあった日以後で最も近い10月31日）までに文部科学大臣宛届出願います。
- (5) 都道府県知事等は、告示された専修学校専門課程が廃止されたとき又は上記3の要件に適合しなくなったときは、別紙様式6又は別紙様式7により遅滞なく文部科学大臣宛届出願います。
- (6) 文部科学大臣は、告示した専修学校専門課程について、名称等に変更があったとき、又は当該専修学校専門課程が廃止され若しくは上記3の要件に適合しなくなったと認めて当該認定を取り消したときは、その旨を官報で告示します。

別紙様式1-1	職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦について
別紙様式1-2	授業科目等の概要
別紙様式2-1	実習・演習等において連携する企業等一覧
別紙様式2-2	企業等と連携した実習・演習等
別紙様式3-1	教育課程編成委員会等の企業等委員の選任理由について
別紙様式3-2	学校関係者評価委員会の企業等委員の選任理由について
別紙様式4	職業実践専門課程の基本情報
別紙様式5	職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程の名称等変更について
別紙様式6	職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程の廃止について
別紙様式7	職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程の要件の不適合について

#### 5 適用時期等

- (1) 文部科学大臣が上記3の要件を満たす専修学校専門課程として認定した旨告示された日の次年度の始期以後、当該専修学校専門課程について、職業実践専門課程と称することができることとします。
- (2) 卒業証書等の表記において、例えば、以下のように記載することができることとします。  
(例) 職業実践専門課程（平成〇年文部科学省告示第〇号） 工業専門課程〇〇学科  
また、専門士、高度専門士を称する場合は、（ ）書きで修了した分野の専門課程名を付記することとします。

(例) 職業実践専門課程(平成○年文部科学省告示第○号) 専門士(工業専門課程) ○  
○学科

- (3) 専修学校専門課程は、初めて当該課程の修了者が出た年度の次年度より、推薦の対象となります。
- (4) 職業実践専門課程として認定された専修学校専門課程は、原則として学校のホームページに別紙様式4を掲載し、情報提供するものとします。ただし、ホームページがない場合には、企業等、卒業生、保護者、地域住民等に対し、広報誌等の刊行物等により、別紙様式4の情報について広く情報提供を行うものとします。

## 6 その他

文部科学大臣は、推薦された専修学校専門課程について、職業実践専門課程の認定に係る書類等において偽りその他不正な行為があったものであって、認定を取り消した日の翌年度から起算して3年間を経過していないものである場合には、職業実践専門課程として認定しないものとします。

## 7 附則(平成26年6月12日)

この実施要項は、平成26年6月12日から施行します。

## 附則(平成26年8月20日)

この実施要項は、平成26年8月20日から施行します。

## 附則(平成27年7月7日)

この実施要項は、平成27年7月7日から施行します。

## 附則(平成28年7月14日)

この実施要項は、平成28年7月14日から施行します。



## 職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦について

文 部 科 学 大 臣 殿

平成28年10月31日

下記の専修学校の専門課程を職業実践専門課程として認定する課程として推薦します。

## 記

学校名		設置認可年月日	校長名		所在地				
〇〇専門学校		平成25年4月1日	〇〇〇〇		〒123-1234 東京都千代田区霞が関3-2-2 (電話) 03-6734-2939				
設置者名		設立認可年月日	代表者名		所在地				
学校法人〇〇学園		平成25年3月1日	〇〇〇〇		〒123-1234 東京都千代田区霞が関3-2-2 (電話) 03-6734-2939				
目的	〇〇〇〇〇								
分野	課程名		学科名		専門士		高度専門士		
工業	〇〇専門課程		〇〇科		平成〇年文部科学省告示第〇号		平成〇年文部科学省告示第〇号		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技		
4年	昼間	2000	500	600	700	800	900		
単位時間									
生徒総定員		生徒実員		専任教員数		兼任教員数		総教員数	
200 人の内数		300 人の内数		10 人の内数		20 人の内数		30 人の内数	
学期制度	■1学期:〇月〇日～〇月〇日 ■2学期:〇月〇日～〇月〇日 ■3学期:〇月〇日～〇月〇日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 〇〇〇〇〇				
長期休み	■学年始:〇月〇日～〇月〇日 ■夏季:〇月〇日～〇月〇日 ■冬季:〇月〇日～〇月〇日 ■学年末:〇月〇日～〇月〇日			卒業・進級条件	〇〇〇〇〇				
生徒指導	■クラス担任制: 有 ■長期欠席者への指導等の対応 〇〇〇〇〇			課外活動	■課外活動の種類 〇〇〇〇〇 ■サークル活動: 有				
就職等の状況	■主な就職先、業界等 〇〇〇〇〇 ■就職率 <sup>※1</sup> : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 <sup>※2</sup> : 100 % ■その他 〇〇〇〇〇 (平成 27 年度卒業者に関する平成28年5月1日時点の情報)			主な資格・検定等	〇〇〇〇〇				
中途退学の現状	■中途退学者 10名 ■中退率 10 % 平成27年4月1日時点において、在学者〇〇名(平成27年4月1日入学者を含む) 平成28年3月31日時点において、在学者〇〇名(平成28年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 〇〇〇〇〇 ■中退防止のための取組 〇〇〇〇〇								
ホームページ									

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成〇年〇月〇日現在

名前	所属	任期	種別

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(開催日時)

第1回 平成〇年〇月〇日 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇  
第2回 平成〇年〇月〇日 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇  
第〇回 平成〇年〇月〇日 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

(別途、以下の資料を提出)

- \* 教育課程編成委員会等の位置付けに係る諸規程
- \* 教育課程編成委員会等の規則
- \* 教育課程編成委員会等の企業等委員の選任理由(推薦学科の専攻分野との関係等)※別紙様式3-1
- \* 学校又は法人の組織図
- \* 教育課程編成委員会等の開催記録

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係		
(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針		
(2) 実習・演習等における企業等との連携内容		
(3) 具体的な連携の例		
科目名	科目概要	連携企業等
(別途、以下の資料を提出) * 企業等との連携に関する協定書等や講師契約書(本人の同意書及び企業等の承諾書)等		
3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係		
(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針		
(2) 研修等の実績		
① 専攻分野における実務に関する研修等		
② 指導力の修得・向上のための研修等		
(3) 研修等の計画		
① 専攻分野における実務に関する研修等		
② 指導力の修得・向上のための研修等		
(別途、以下の資料を提出) * 研修等に係る諸規程 * 研修等の実績(推薦年度の前年度における実績) * 研修等の計画(推薦年度における計画)		

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。

(1) 学校関係者評価の基本方針

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	
(2) 学校運営	
(3) 教育活動	
(4) 学修成果	
(5) 学生支援	
(6) 教育環境	
(7) 学生の受入れ募集	
(8) 財務	
(9) 法令等の遵守	
(10) 社会貢献・地域貢献	
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成〇年〇月〇日現在

名前	所属	任期	種別

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他( ) )

URL:

(別途、以下の資料を提出)

- \* 学校関係者評価委員会の企業等委員の選任理由書(推薦学科の専攻分野との関係等)※別紙様式3-2
- \* 自己評価結果公開資料
- \* 学校関係者評価結果公開資料(自己評価結果との対応関係が具体的に分かる評価報告書)

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況」

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	
(2) 各学科等の教育	
(3) 教職員	
(4) キャリア教育・実践的職業教育	
(5) 様々な教育活動・教育環境	
(6) 学生の生活支援	
(7) 学生納付金・修学支援	
(8) 学校の財務	
(9) 学校評価	
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法  
URL:

(別途、以下の資料を提出)  
\* 情報提供している資料

事務担当責任者	フリガナ		所属部署	
	氏名		役職名	
	所在地	〒		
	TEL		FAX	
	E-mail			

(備考)

- ・用紙の大きさは、日本工業規格A4とする(別紙様式1-2、2-1、2-2、3-1、3-2、4、5、6、7についても同じ。)

## 授業科目等の概要

(〇〇専門課程〇〇学科) 平成〇〇年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
合計				科目	単位時間( 単位)										

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
	1学年の学期区分	期
	1学期の授業期間	週

## (留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3 (3) の要件に該当する授業科目について○を付すこと。

(別紙様式 2 - 1)

実習・演習等において連携する企業等一覧

(○○専門課程○○学科)

番号	名称	位置(所在地)	授業科目名	選任理由
1	○○株式会社	○○県○○市	○○実習	
2				
3				
4				
5				
...				

(留意事項)

- 1 企業等毎に通し番号を付してください。
- 2 実習・演習等の実施にあたり連携している企業等(実施要項の3(3)の要件を満たすものに限り、)を全て列記してください。
- 3 記入の仕方は別添3「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規定」に関する記入要項を参照してください。

(別紙様式2-2)

企業等と連携した実習・演習等

(○○専門課程○○学科)

授業科目名		授業時数又は単位数	
実施期間			
実習・演習等の目的及び概要			
企業等との連携の基本方針			
企業等との連携内容			
学修成果の評価方法			
実習・演習等計画			
日程	実習・演習等の内容	実施場所	
連携する企業等			

(留意事項)

企業等と連携する授業科目(実施要項の3(3)の要件を満たすものに限ります。)毎に作成すること。

## 平成○年度 教育課程編成委員会等の企業等委員の選任理由書

No	委員の名前	所属	任期	種別	選任理由
1	○○ ○○	一般社団法人○○○団体	平成○年○月○日～ 平成○年○月○日(2年)	①	(ア)○○○は、…を業務としており、業界において…であるから、推薦学科と…の関係がある。 (イ)○○○は、○○○において、…であるため、企業等委員として選任した。
2	○○ ○○	○○○株式会社	平成○年○月○日～ 平成○年○月○日(2年)	③	(ア)○○○は、…を業務としており、業界において…であるから、推薦学科と…の関係がある。 (イ)○○○は、○○○において、…であるため、企業等委員として選任した。
3					
4					
5					
…					

○ 学科ごとに作成すること

○ 委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

○ 選任理由の欄には、以下の(ア)及び(イ)に該当する具体的な内容を必ず記載すること。

- (ア)推薦学科との関係性(推薦学科の専攻分野と委員の所属する業界団体や企業等の業務内容、相互の関係性等)
- (イ)当該委員の当該組織内における役割

(別紙様式3-2)

平成〇年度 学校関係者評価委員会の企業等委員の選任理由書

No	委員の名前	所属	任期	種別	選任理由
1	〇〇 〇〇	一般社団法人〇〇〇団体	平成〇年〇月〇日～ 平成〇年〇月〇日(2年)	企業等委員	(ア)〇〇〇は、…を業務としており、業界において…であるから、推薦学科と…の関係がある。 (イ)〇〇は、〇〇〇において、…であるため、企業等委員として選任した。
2	〇〇 〇〇	〇〇〇株式会社	平成〇年〇月〇日～ 平成〇年〇月〇日(2年)	PTA	—
3					
4					
5					
…					

- 学科ごとに作成すること
- 委員の種別の欄には、学校関係者委員として選出された理由となる属性を記載してください。  
(例)企業等委員、PTA、卒業生、校長等
- 企業等委員の選任理由の欄には、以下の(ア)及び(イ)に該当する具体的な内容を必ず記載すること。  
(ア)推薦学科との関係性(推薦学科の専攻分野と委員の所属する業界団体や企業等の業務内容、相互の関係性等)  
(イ)当該委員の当該組織内における役割

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地			
〇〇専門学校		平成25年4月1日		〇〇〇〇		〒123-1234 東京都千代田区霞が関3-2-2 (電話) 03-6734-2939			
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地			
学校法人〇〇学園		平成25年3月1日		〇〇〇〇		〒123-1234 東京都千代田区霞が関3-2-2 (電話) 03-6734-2939			
目的	〇〇〇〇〇								
分野	課程名			学科名		専門士		高度専門士	
工業	〇〇専門課程			〇〇科		平成〇年文部科学省告示第〇号		平成〇年文部科学省告示第〇号	
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技	
4	昼間	2000		500	600	700	800	900	
単位時間									
生徒総定員		生徒実員		専任教員数		兼任教員数		総教員数	
200 人の内数		300 人の内数		10 人の内数		20 人の内数		30 人の内数	
学期制度	■1学期:〇月〇日~〇月〇日 ■2学期:〇月〇日~〇月〇日 ■3学期:〇月〇日~〇月〇日				成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 〇〇〇〇〇			
長期休み	■学年始:〇月〇日~〇月〇日 ■夏季:〇月〇日~〇月〇日 ■冬季:〇月〇日~〇月〇日 ■学年末:〇月〇日~〇月〇日				卒業・進級条件	〇〇〇〇〇			
生徒指導	■クラス担任制: 有 ■長期欠席者への指導等の対応 〇〇〇〇〇				課外活動	■課外活動の種類 〇〇〇〇〇 ■サークル活動: 有			
就職等の状況	■主な就職先、業界等 〇〇〇〇〇 ■就職率 <sup>※1</sup> : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 <sup>※2</sup> : 100 % ■その他 〇〇〇〇〇 (平成 27 年度卒業者に関する平成28年5月1日時点の情報)				主な資格・検定等	〇〇〇〇〇			
中途退学の現状	■中途退学者 10 名 ■中退率 10 % 平成27年4月1日時点において、在学者〇〇名 (平成27年4月1日入学者を含む) 平成28年3月31日時点において、在学者〇〇名 (平成28年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 〇〇〇〇〇 ■中退防止のための取組 〇〇〇〇〇								
ホームページ									

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成〇年〇月〇日現在

名 前	所 属	任 期	種 別

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(開催日時)

第1回 平成〇年〇月〇日 〇〇:〇〇～〇〇:〇〇

第2回 平成〇年〇月〇日 〇〇:〇〇～〇〇:〇〇

第〇回 平成〇年〇月〇日 〇〇:〇〇～〇〇:〇〇

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

(3)具体的な連携の例

科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

②指導力の修得・向上のための研修等

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

②指導力の修得・向上のための研修等

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	
(2)学校運営	
(3)教育活動	
(4)学修成果	
(5)学生支援	
(6)教育環境	
(7)学生の受入れ募集	
(8)財務	
(9)法令等の遵守	
(10)社会貢献・地域貢献	
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成〇年〇月〇日現在

名前	所属	任期	種別

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生、校長等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他( ) )

URL:

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	
(2)各学科等の教育	
(3)教職員	
(4)キャリア教育・実践的職業教育	
(5)様々な教育活動・教育環境	
(6)学生の生活支援	
(7)学生納付金・修学支援	
(8)学校の財務	
(9)学校評価	
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

URL:

(別紙様式5)

職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程の名称等変更について

平成〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程について、下記のとおり名称等変更がありましたので、お届けします。

記

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地
			〒 (電話)
設置者名	設置認可年月日	代表者名	所在地
			〒 (電話)

平成〇年〇月〇日に変更のあったもの

都道府県	変更前				変更後				備考
	専修学校名	課程名	昼夜の別	修業年限	専修学校名	課程名	昼夜の別	修業年限	
〇〇県	〇〇専門学校	〇〇専門課程 〇〇学科	夜間	二年及び三年	〇〇専門学校	〇〇専門課程 〇〇学科	昼間	二年及び三年	平成 年 月 日以降 に第一学年 に入学する 者に係る課 程から適用
		〇〇専門課程 〇〇学科	夜間	二年及び三年		〇〇専門課程 〇〇学科	夜間	二年及び三年	

(留意事項)

- 1 学校名、課程名、学科名、昼夜の別、修業年限のいずれかが変更された場合に、本様式を提出すること。
- 2 いわゆる学年進行の場合には、備考欄に、名称等の変更が適用される課程の開始年月日について記入すること。
- 3 変更後の学科の名称等が記載された学則(変更時期及び学年進行を採用する場合にはその旨が記載されているもの)を1部添付すること。
- 4 変更前の学科の名称が告示された官報(事務連絡等でも可。)の該当ページの写しを1部添付し、当該学科名を蛍光ペン等でマーキングすること。

(別紙様式6)

職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程の廃止について

平成〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程について、下記のとおり廃止されましたので、お届けします。

記

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地
			〒  (電話)
設置者名	設置認可年月日	代表者名	所在地
			〒  (電話)

平成〇年〇月〇日に廃止されたもの

都道府県	専修学校名	課程名	昼夜の別	修業年限
〇〇県	〇〇専門学校	〇〇専門課程 〇〇科	昼間	二年
		〇〇専門課程 〇〇科	昼間	二年及び三年

(留意事項)

- 1 学科が廃止された後の学則を1部添付すること。
- 2 廃止する学科の名称が告示された官報(事務連絡等でも可。)の該当ページの写しを1部添付し、当該学科名を蛍光ペン等でマーキングすること。

(別紙様式7)

職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程の要件の不適合について

平成〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

下記の専修学校の専門課程は、職業実践専門課程としての要件に該当しなくなったので、お届けします。

記

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地
			〒 (電話)
設置者名	設置認可年月日	代表者名	所在地
			〒 (電話)

平成〇年〇月〇日に要件に該当しなくなったもの

都道府県	専修学校名	課程名	昼夜の別	修業年限	備考
〇〇県	〇〇専門学校	〇〇専門課程 〇〇科	昼間	二年	
		〇〇専門課程 〇〇科	昼間	二年及び三年	

(留意事項)

- 1 備考欄には、要件不適合となった理由を簡潔に記入すること。
- 2 学科が要件不適合となった後の学則を1部添付すること。
- 3 要件不適合となった学科の名称が告示された官報(事務連絡等でも可。)の該当ページの写しを1部添付し、当該学科名を蛍光ペン等でマーキングすること。